

# 官報

号外 昭和四十一年三月十日

## 第五十一回 衆議院會議録 第二十五号

昭和四十一年三月十日(木曜日)

議事日程 第十二号

昭和四十一年三月十日

午後二時開議

- 第一 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙  
海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件  
国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

昭和四十一年三月十日 衆議院會議録第二十五号

## 議事日程 第十二号

日程第一 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙  
海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件等四件

午後二時十六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

議員山本幸一君、同大村邦夫君及び同肥田次郎君から、海外旅行のため、三月十三日から四月五日まで二十四日間、議員地崎宇三郎君から、海外旅行のため、三月二十六日から四月三十日まで三十六日間、右いずれも請暇の申し出があります。これを許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(山口喜久一郎君) 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員に小松幹君を指名いたします。

海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件  
在外財産問題審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

蚕糸業振興審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。内閣から、海外移住審議会委員に本院議員千葉三郎君を、在外財産問題審議会委員に本院議員中野四郎君を、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員稻葉修君、同松本七郎君、参議院議員林屋亀次郎君を、蚕糸業振興審議会委員に本院議員小川平二君、同小淵恵三君、同金丸徳重君、同坂村吉正君、同高田富之君、参議院議員木暮武太夫君、同中村英男君、同八木一郎君を任命するため、それぞれ国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たいとの申し出があります。右申し出のとおりに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

日程第一 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

議員請暇の件 国土開発縦貫自動車道建設審議会委員の選挙 海外移住審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件等四件 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十一年三月十日 衆議院會議録第二十五号 農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案 海岸法の一部を改正する法律案

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年二月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律

農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 政府は、昭和四十一年度において、資金から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れをすることができるとし、同年度末における資金の額は、十億円とする。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由

昭和四十一年度において、農業近代化助成資金から一般会計の歳出の財源に充てるための繰入れをすることができるとし、同年度末の同資金の額を十億円とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

農業近代化助成資金は、農業経営の近代化をはかるため、農業協同組合等いわゆる系統金融機関が農業者等に対して長期かつ低利の施設資金等を貸し付けた場合において、都道府県が当該農業協同組合等に利子補給を行なうのに必要な経費を國が補助するための財源を確保する目的で、一般会計所屬の資金として、昭和三十六年度に創設されたものであります。この資金には、一般会計からの繰り入れ金、及びこれを資金運用部に預託することにより生ずる利子をもつて充て、その利子のうちから利子補給補助に必要な金額を一般会計に繰り入れて支出してまいりました。

ところが、昭和四十一年度におきましては、公債をも発行して所要の財源を調達しなければならぬような財政事情でありますので、この資金のうち、十億円を留保した上、その残余約二百八十一億円を一般会計の歳出の財源に充てるため取りくずすこととしたといたすものであります。なお、農業近代化資金の利子補給補助につきましては、一般会計の一般財源により十分これを確保し、今後の農業近代化資金の融通に支障がないよう措置することといたしております。本案につきましては、審査の結果、去る八日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、

日本社会党を代表して平林剛委員より、今回財政上の理由から近代化助成資金十億円を残して他を一般会計に繰り入れてしまったという措置は、近代化助成資金の制度が設けられたときの考え方から著しい後退を示したものであり、また、利子補給等の措置で実質的な目的は達せられると言われるが、この制度そのものは不安定な要素を加えるに至ったとして、本案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決となりました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、海岸法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 海岸法の一部を改正する法律案

国会に提出する。昭和四十一年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

海岸法の一部を改正する法律案(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、國がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 昭和四十年以前年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の施設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

一定の地域における直轄の海岸保全施設に関する工事に要する費用についての国の負担率を引き上げることにより、その工事を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 たいだいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、臨海地域における国土の保全と開発の緊要性にかんがみ、政令で定める一定の地域において主務大臣が海岸管理者にかわってみずから施行する海岸保全施設に関する工事に要する費用について、国の負担率を現行の二分の一から三分の二に引き上げることにより、工事を促進し、もって海岸事業を積極的に推進することをその内容とするものであります。

本法案は、去る二月二日日本委員会に付託され、二月二十三日提案理由の説明を聴取し、自ら慎重に審査を進めてまいりましたのでございますが、審査の詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、三月四日質疑を終了し、三月九日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

なお、本法案には、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して井原岸高君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出され、全会一致をもって可決せられました。附帯決議の内容は、海岸事業の長期計画、国の負担率、海岸行政の一元化に関するものであります。その詳細は会議録に譲ることいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日税第三 国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年一月三十一日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表北海道学芸大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

弘前大学養護教諭養成所	青森県	弘前大学
大阪学芸大学養護教諭養成所	大阪府	大阪学芸大学

第二条第二項の表岡山山大学養護教諭養成所の項の次に次のように加える。

熊本大学養護教諭養成所	熊本県	熊本大学
-------------	-----	------

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由

弘前大学養護教諭養成所ほか二国立養護教諭養成所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八田貞義君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八田貞義君登壇〕

○八田貞義君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、弘前大学養護教諭養成所ほか二つの国立養護教諭養成所を設置し、昭和四十一年四月一日から施行することです。

本案は、去る一月三十一日内閣から本院に提出され、同日当委員会に付託、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来慎重に審査いたしました。その詳細は会議によつて御承知を願います。

かくて、三月九日、本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、児童扶養手当法の一部を改正する法律案、及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。厚生大臣鈴木善幸君。

〔国務大臣鈴木善幸君登壇〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

児童扶養手当制度は、発足後四年余りを経過し、今日まで手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なわれてまいりましたが、今回、さらに内容の充実をはかるため、手当額の引き上

昭和四十一年三月十日 衆議院會議録第二十五号

児童扶養手当法の一部を改正する法律案外一案についての鈴木厚生大臣の趣旨説明 児童扶養手当法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する伊藤よし子君の質疑

げ、所得による支給制限の緩和等を行なうことによりまして、制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、手当額の引き上げでございますが、その月額を、児童一人の場合には現行千二百円であるのを千四百円に、児童二人の場合には現行の千九百円を二千二百円に、児童三人以上の場合には、現行では千九百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することとなっているのを、二千二百円に三人以上の児童一人につき四百円を加算することとしたのであります。

第二に、支給制限の緩和でございますが、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千円から八十一万八千円に引き上げ、配偶者の所得による支給制限をこれに吸収することとしたものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、手当額の引き上げに関する事項は昭和四十二年一月分から、支給制限の緩和に関する事項は昭和四十一年五月分から、それぞれ施行することとしたしております。

以上が児童扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

重度精神薄弱児扶養手当制度は、一昨年発足し、昨年の改正によりその内容の改善を見たこと

ろであります。重度精神薄弱児と同様の状態にある身体に重度の障害のある児童の現状を考慮するとき、これらの児童にも手当を支給する必要があると、この改正案は、身体に重度の障害を有する児童に回の改正案は、身体に重度の障害を有する児童に新たに手当を支給することとし、なお、所得による支給制限の緩和を行なうことにより、制度の改正をはかることとしたものであります。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、法律の題名でございますが、今回新たに身体に重度の障害を有する児童につきましても手当を支給することとしておりますことを勘案いたしまして、従来の重度精神薄弱児扶養手当法を特別児童扶養手当法に改めることとしたものでございます。

第二に、支給の対象となる児童につきまして、従来の重度の精神薄弱児に加えて、新たに、身体に重度の障害を有する児童に対しても、児童一人につき月額千二百円の手当を支給することとし、手当の名称を特別児童扶養手当に改めたのでございます。

第三に、支給制限の緩和でございますが、受給資格者本人の所得による手当の支給制限の限度額を二十二万円から二十四万円に引き上げるとともに、受給資格者の扶養義務者の所得による支給制限の基準額を七十一万六千円から八十一万八千円に引き上げ、配偶者の所得による支給制限をこれに吸収することとしたものでございます。

最後に、実施の時期につきましては、身体に重度の障害を有する児童に対する手当の支給に関する事項は昭和四十一年九月分から、支給制限の緩和

和に関する事項は同年五月分から、それぞれ施行することとしたしております。

以上が重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。伊藤よし子君。

〔伊藤よし子君登壇〕  
○伊藤よし子君 私、ただいま御提案になりました児童扶養手当法の一部を改正する法律案並びに重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して、総理並びに関係大臣に若干の御質問を申し上げます。(拍手)

まず第一に、総理大臣にお伺いしたいのでございますが、四十一年度の予算は、総額四兆三千百億円の一般会計予算と、二兆三百億円の財政投融资という、戦後初めての国債をかかえての大型積極財政規模でございます。これによって不況を克服し、経済を立て直すのだと総理は御説明になっております。この全体の予算の批判はすでに予算委員会等で多くの委員からされておりますので、私はここでその点に触れようとは存じませんが、ただ一点、このような大型予算の中に占める社会保障関係費につきまして申し上げます。

総額六千二百七十七億円の社会保障関係費の対前

年度の伸び率は二〇・五％で、全体の予算の伸びが一七・九％に対して、厚生省関係などでは、でき過ぎた感もある明年度予算と自費しておられる向きもあるやに承っておりますが、私の見るところ、社会保障関係の赤字を埋める費用に相当食われ、真の社会保障の前進のために使われる費用は微々たるものにすぎないではないかと思えます。

特に私が御指摘申し上げたいのは、総予算の中に占める社会保障関係の費用でございます。その比率はここ数年最少も伸びておりません。これら社会保障関係の対象となる人々は、総理の施政方針の演説の中のおことばをかりれば、経済の発展から取り残され、減税の利益にも浴さない階層の人々であり、貧困に苦しみ、老齢や病氣や心身の障害に悩んでいる、いわば社会の谷間にある人々で、これに対しておたたい充実した援護の手を差し伸べることが肝要だと総理も言っておられますが、私もまことにそのとおりだと考えます。ところが、総理のそのおことばにもかかわらず、ただいま申し上げましたような膨大な四十一年度の予算の中に占める社会保障関係費は、総額もわずかで、一向に伸展しておりません。最近の相次ぐ物価高の中で、一番きびしい影響を受け、生活にあえいでいる母子家庭をはじめ、社会保障関係の対象者に対する施策は、この際よりも優先して充実強化をはかることこそ、現在当面のやらなければならぬ政治的な課題だと考えるのでございますが、この点総理はいかにお考えになっておりますか。(拍手)この程度の社会保障関係費で足れりとお考えでございませうか、この点総理の御所信を承りたいと存じます。

また、ただいま御提案になりました法案につき

まして、重症心身障害児の問題でございますが、三年前、御自分で身障児を持たれる作家の水上勉氏が、例の「拝啓池田総理大臣殿」という公開状を發表されて、わが国のたいへんおくれれております心身障害児対策の立ちおくれをきびしく批判されたのをきっかけに、あらためて国民の注目をひくようになり、今回、佐藤内閣におかれましては、この重症心身障害児対策を重点施策の一つとして、施政方針演説の中にもお取り上げになっておられるのでございますけれども、本年一月初めに、まだ松のとれない、正月の気分も抜けないときに、静岡県下におきまして、生まれながらの脳性麻痺のために口もきけず手足も不自由な寝たきりの十三歳の一人むすこを、父親が思い余って絞殺し、自分も自殺をはかったという悲劇が新聞に載りましたことは、総理も御存じのとおりだと存じます。このような破局的な事件にまで至らなくとも、重症障害児を持つために崩壊寸前の状態にある家庭は少なくないと思えます。いまや重症心身障害児の問題は大きな社会問題ともなっております。

そこで、このような重症心身障害児は全国で一万七千余いと推定されておりますが、これらの重症児やその家族を救うには、当面何をしておいてもその保護収容施設をふやすことが急務と考えます。ところが、現在あるのは全国でわずかに三カ所、収容定員も三百人余にすぎません。今回の四十一年度予算では、国立の収容所を十一カ所新設される御予定のようでございますけれども、もしその全部がフルに実現いたしましたとしても、わずかに五百二十ベッドにすぎず、一万数千人といわれる要収容児に対しては、焼け石に水にすぎません。もちろん私もこれらの重症児が一年や二年で全部

収容できるとは考えませんが、この際、年次計画でもお立てになって、順次収容できるような対策を立てることが私は必要だと考えるのでございませぬけれども、四十一年度の重点施策の一つにも取り上げられております重症心身障害児対策を、総理は全体としてどのように把握し、また今後どのように取り組もうとお考えになっておりますか、特にこの点総理の御所信を承りたいと存じます。

次に、法案に入りまして、今回の御改正は、従来ありました重度精神薄弱児扶養手当法を、重度の障害児にまで支給の範囲を広げるものでございまして、この点私どもももちろん異論はございせんが、問題は、その手当の支給の額でございませぬ。従来の月千二百円という額があまりにも少ない上に、しかも他の手当等が今日引き上げられようとしていくのに、なぜこれだけは従来と同じ千二百円に据え置かれるのか、私には納得ができませんのでございませぬ。(拍手)激しい物価上昇のおりから、これでは実質的には支給の額が下げられたと同様になると思えます。この点いかにお考えになりますか、厚生大臣のお考えを伺いたいと存じます。

また、母子福祉年金等との併給も許されていないようでございますが、それでは、母子家庭などで重症心身障害児を持っている場合、何らこの手当の恩恵を受けないことになり、まことに不合理きわまりないと思えます。また、この種の手当の性質上、支給制限が福祉年金と同様にきびしくされていることは、社会保障制度審議会の答申にも指摘されているところでございます。たいへん大きな問題のあるところだと考えます。この点いかにお考えになっておりますか、あわせて厚生大臣

のお考えを伺いたいと存じます。いま一つは、この際特に厚生大臣に伺いたいのでございますけれども、先ほど申し上げましたように、重症心身障害児の対策としては、何よりもまず収容施設をたくさんつくるのが一番大切であります。その点では、来年度十一カ所の国立の収容所が新設されることは少なくとも一歩前進だと考えます。しかし、一月十八日の朝日新聞に出ておりましたように、重度の身障児施設として有名でございまして、わが学園に、今度第二びわこ学園が新築されたのでございませぬが、その看護婦が集まらないで、新収容児ゼロで閉園をされた、これでは宝の持ちぐされで、せつかくの四十一年度の予算による全国十一カ所の収容施設新設分も、運営の面で結局は絵にかいたもちになりはしないかと関係方面をたいへん心配されているという記事が載っておりますけれども、私も同様な心配を抱くものでございまして、せつかくりっぱな施設ができましたも、それが生かされて運営されるには、一にかかって人の問題であると思えます。その中で働く職員の確保なしには、これは不可能でございませぬ。この点すべての福祉関係の諸施設にも共通の問題でございませぬけれども、特に重症心身障害児の場合には、普通児ならば親でもやらないような世話までしなければなりません。

このような職員の労苦に対して、それにふさわしい待遇を保障することが、何よりも私は職員確保の中心になる問題点だと思っております。そして、定員をふやして、交代が十分にとれるように配慮が必要だと考えます。また、そうした専門の職員の養成も、非常に現在足りないのでございますけれども、大切な点だと思っておりますが、これらの点を含めて、どのような対策をお考えになって

おりますか、お伺いをしたいと思います。また、現在ある重症児の対策とともに、このようにな不幸な心身障害児の発生を未然に防ぐ対策もぜひやらなければならぬ施策だと考えます。今日、心身障害児の発生の原因はまだつまびらかでございませぬが、専門家の一致した意見によれば、胎児、乳児期の母親や子供の何らかの障害によるものが多いとされております。この時期の母子の心身面にわたる保健衛生対策こそ、重症児の出現を防ぐ重要なかぎだといわれております。その意味で、昨年制定されました母子保健法などの充実強化とともに、医学的な立場からの重症心身障害児の発生原因を徹底的に究明する努力がされなければならぬと考えるのでございませぬが、この点について厚生大臣はいかにお考えになっておられますか、お伺いしたいと思います。

なお、最近、社会問題としてもたいへん問題になっております心身障害者——児を含めての障害者のコロニーの設置の問題は、世のおかあさん方の切なる悲願でございませぬが、このようなコロニーの問題についてどのような対策がとられておられますか、これもあわせてお伺いしたいと思います。(拍手)

次に、児童扶養手当法の一部改正について御質問申し上げますが、この法案は、母子福祉年金が夫に死別した者に支給されるのに対して、生別の母子世帯に支給されるものでございまして、母子福祉年金が明年度からは月現在の千五百円から千七百円に引き上げられるのに対して、この扶養手当法のほうは、ただいま御説明が

ございましたように、上げられても千四百円にす

ぎません。この点、社会保障制度審議会の答申にも、母子福祉年金と同額に引き上げよとありますのに、なぜお引き上げになりませんでしたのか。生別と死別にかかわらず、母子家庭には変わりはないと存じます。この点はぜひ母子福祉年金とせめて同額に引き上げるべきだと考えますが、厚生大臣はどのようにお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。(拍手)

なお、私は、この際ついながら文部大臣にお伺いしたいのでございますけれども、現在義務教育の対象となっている児童のうち、特殊学級を設けて教育をする必要のある児童の数は現在どれだけあって、現状はどのようになっているか、お伺いしたいと思います。また、養護学校に入れる必要があると認められる児童は全体として何人ぐらいでございますか、それに対して現状はどうなっておりますか、幾つ全国に養護学校がありますか、どれだけこれらの児童に教育が与えられているか、この点お伺いしたいと存じます。

私がこれをお尋ねいたしますのは、現在全国に七十万ともいわれるようなこれらの特殊教育の対象となる児童に対し、文教行政と厚生行政の谷間にあつて、どちらからも顧みられないで取り残されている児童がまだ多数にあるのではないかと考えるからでございます。この点については、文部省と厚生省との緊密なる連絡のもとに、それら対象児童が国の行政から落ちこぼれないように格段の御努力を願わなければならないと考えるわけでございしますが、この点については、文部、厚生両大臣から、いかにお考えになっておりますか、お伺いしたいと思います。

その他にも、私は、十八歳以上の重症心身障害

者の問題とか、いろいろお伺いしたい点がございましてけれども、時間もまいりましたので、これは委員会であらためて御質問を申し上げることにいたしまして私の質問を終わらせていただきますが、最後に、いまや大きな社会問題化している重症心身障害児の対策並びに物価上昇のためにあえいでいる社会福祉関係の対象者に対して、この際政府が、ただ経済政策だけをおとりになればいい、不況さえ打開すればいいということではなくて、こうした不幸なる人たちに對して力強い、あたたかい対策をお立ていただきますように、私は、全国の不幸なる子供を持たれるおかあさん方にかわりまして強く政府に御要望を申し上げます、木日の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕  
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。私からお答えするのは二点であります。まず、その第一は、社会保障、ことに社会福祉費が全体の予算のうち占むる割合がたいへん小さいじゃないか、ことに、この際積極的な大型予算を組んだにしては、どうもこれらについての配慮が足らない、かようなお話をございします。この点につきまして、私が申し上げるまでもなく、国民の生活を守り、向上させ、安心して生活ができるようにする、これが政治であると、かようにもいわれております。この意味で、いわゆる福祉国家の建設ということが叫ばれておるのであります。そういう意味から、政府は、予算編成にあたりましては、必ずこの社会保障費、これがどうなるかということに十分注意いたしておるのであります。

次に、重度心身障害者に対する対策の基本的態度であります。考え方はあります。御指摘のとおり、ただいまこれは社会問題であり、同時にそれが政治問題に発展をしておるわけであります。今日までのところ、この重症心身障害者に対する施設としては見るべきものがございます。ことに、御指摘にありましたように、その収容施設はまことに不十分であります。この収容施設を中心にしたしまして整備をはかっているというのが私どもの考えであります。その中には、お話しにありましたように、コロニーの設置につきまして、いろいろ準備を進めていく考えでございします。

その他の点については関係大臣からお答えをいたします。(拍手)  
〔国務大臣鈴木善幸君登壇〕  
○国務大臣(鈴木善幸君) 今回児童扶養手当法を改正いたしましたので、従来重度精神障児だけに支給されておりましたものを、受給範囲を広げまして、

ます。ただいま御指摘にありましたように、本年は六千二百十七億を計上しておる。この額が非常に多いと私は申しません。しかし、非常に寡少だ、かようなものでもないだろう。かように私は考えるのであります。また、福祉費といたしまして、ことは五百十一億が計上されております。この金額もまた、たいへん実情等から見ますと不十分だ、かような御批判はあろうかと思ひますが、先ほど申しましたような福祉国家建設、このために私ども最善の努力をするつもりでございします。今後とも、社会保障費あるいは社会福祉費、これらの充実をはかっていくように最善の努力をするつもりでございします。

次に、重度心身障害者に対する対策の基本的態度であります。考え方はあります。御指摘のとおり、ただいまこれは社会問題であり、同時にそれが政治問題に発展をしておるわけであります。今日までのところ、この重症心身障害者に対する施設としては見るべきものがございます。ことに、御指摘にありましたように、その収容施設はまことに不十分であります。この収容施設を中心にしたしまして整備をはかっているというのが私どもの考えであります。その中には、お話しにありましたように、コロニーの設置につきまして、いろいろ準備を進めていく考えでございします。

次に、このように施設で働いております職員の方の待遇改善の問題は、きわめて重要な問題でございします。そこで、政府といたしましては、施設の運営費の補助を中心といたしまして、これの改善をはかる考えでございまして、児童一人当たりを換算して昭和四十年年度に三十七万一千円でありましたものを、四十一年度には四十七万六千円に増額をはかることにいたしておるのであります。なお、収容施設職員の特別調整額につきましては、ただいま人事院と厚生省でいろいろ検討を進めておるのであります。できるだけ早い機会にこれを実施してまいりたいと考えております。

児童扶養手当の金額をなぜ母子福祉年金やその他の手当と同じように引き上げないかというお尋ねでございますが、この児童扶養手当制度は、お話しもありましたように、生別の母子世帯を対象としたものでございまして、子供一人一人に對しての扶養手当でございします。母子福祉年金の場合

重症の心身障害児、重度の肢体不自由児、こういうお気の毒なお子さん方全体にこの扶養手当を広げた次第でございします。ただ、ここで私どもは、金額につきましては、今回初めての受給範囲の拡大でございしましたので、所得制限の緩和と範囲の拡大ということに重点を置きまして、支給額の引き上げにつきましては漸次これを充実してまいりる所存でございします。また、この手当は、いわば精神や身体の障害を持つておる子供の介護費の一部を補てんする、こういう性質のものでございします。これに對するところの所得制限というものは、漸次この制限を緩和する方向で努力をしてまいりる考えでございします。

次に、このように施設で働いております職員の方の待遇改善の問題は、きわめて重要な問題でございします。そこで、政府といたしましては、施設の運営費の補助を中心といたしまして、これの改善をはかる考えでございまして、児童一人当たりを換算して昭和四十年年度に三十七万一千円でありましたものを、四十一年度には四十七万六千円に増額をはかることにいたしておるのであります。なお、収容施設職員の特別調整額につきましては、ただいま人事院と厚生省でいろいろ検討を進めておるのであります。できるだけ早い機会にこれを実施してまいりたいと考えております。

児童扶養手当の金額をなぜ母子福祉年金やその他の手当と同じように引き上げないかというお尋ねでございますが、この児童扶養手当制度は、お話しもありましたように、生別の母子世帯を対象としたものでございまして、子供一人一人に對しての扶養手当でございします。母子福祉年金の場合

児童扶養手当の金額をなぜ母子福祉年金やその他の手当と同じように引き上げないかというお尋ねでございますが、この児童扶養手当制度は、お話しもありましたように、生別の母子世帯を対象としたものでございまして、子供一人一人に對しての扶養手当でございします。母子福祉年金の場合

合におきましては、母と子の生活を保障する、こ  
ういう目的でできておりますので、必ずしも金額  
は一致すべきものとは考えておりませんが、答申  
の趣旨もございまして、今後十分検討してまい  
りたいと考えています。

なお、次に、こういう精神児であるとか、ある  
いは重症心身障害児のような気の子供さんが  
生まれないように十分予防対策をすべきではない  
かという御意見は、全くそのとおりでございま  
し、政府におきまして、一月一日に公布されま  
した母子保健法を中心といたしまして、母体、妊  
産婦の健康の管理、あるいは栄養の確保の問題、  
新生児、乳幼児の心身健全化の施策を強力に進め  
まして、そして、妊娠中等等によるこういう精神  
児等が生まれませんように、早期に発見をし、治  
療を進める所存でございまして。

また、コロニーの建設につきましては、国立で  
とりあえず一カ所これを設置することを計画いた  
しまして、コロニー懇談会を開きまして、各界の  
御意見を伺いまして、ただいま準備を進めてお  
るのであります、この年度内に、三月中にその候  
補地を決定いたしまして、明年度調査費も計上い  
たしておりますので、建設の準備を進めたいとい  
うと存じております。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○国務大臣(中村梅吉君) 伊藤さんの御質問にお  
答を申し上げます。

第一点は、心身障害児で学齢該当の子供さんは  
どのくらいあるか、数及び現状はどうなってお  
るか、こういう点でございます。この数の問題は、  
とり方でいろいろになります。たとえば、目が少  
し弱視である、あるいは耳が遠いという程度の子

供さん等ありますが、私ども文部省としまして  
は、各市町村教育委員会の協力といたしまして、集  
計してもらいまして、一般小中学校の普通学校  
で普通の生徒と一緒に学ぶという事は無理があ  
るといふ程度のもを集計しておりますが、この  
数が大体九十六万人ぐらいに達しております。そ  
の中で、特殊学級あるいは特殊学校、養護学校等  
の専門のそういう機関に学んでおります者が現在  
約一二%でございまして。鋭意この範囲を拡大し  
て、普通教室で勉強するのは無理であるというよ  
うな子供さんは、できるだけ全部養護学級あるい  
は特殊学校に収容するようにいたしたいというこ  
とで、努力を続けておる次第でございまして。現状  
は、特殊学級が現在八千五百学級でございませ  
が、本年度さらに一千学級の増を計画いたしてお  
ります。

また、肢体不自由児の学校は、県単位に、一校  
は原の責任で設けてもらうように推進をいたしま  
して、本年十六校つくる、十六県残っております  
が、この十六校で、全国の各都道府県に少なくと  
も一校は原立の養護学校ができる、こういうこと  
に相なる次第でございまして、さらに、先ほど申  
し上げたように、現在は一二%程度でございま  
して、程度の高い者だけが収容されておるといふ状  
態でございまして、一般生徒児童と勉強をと  
もにすることの不便のあるような障害児は、つとめ  
て特殊学級をふやし、あるいは特殊の養護学校を  
ふやしまして、こういうところに収容していくよ  
うにいたしたい。また、養護学校の高等部におき  
ましては、こういう肢体不自由児その他故障のあ  
る子供さんが学業を終わってから職業につけるよ  
うにということを配慮いたしまして、今年度から

三十六課程ほどの課程を新設いたしましたして、高等  
部では学業が終わりましたら職業につけるような  
職業教育を並行してやっていくという努力を果  
はいたしておるような次第でございまして。その他  
就学の援助あるいは教員の養成も非常に大事でござ  
いますので、本年九課程新しく設けて、教  
員をまず増強することにもつとめたい、かように  
存しておる次第でございまして。

なお一点、重症児と、こういうまだ学業ができ  
る子供さんとの間の谷間はないか、こういう御指  
摘でございましたが、この点につきましては、専  
門家の判断を受けまして、厚生省とも緊密に連絡  
をいたしまして、どうしても厚生省で受け持て  
もらわなければならない重症児は、重症児として  
判定をいたしまして、現在のところ谷間はないよ  
うに努力をしておる次第でございまして。なおしか  
し、手落ちの点もあるかもしれませんから、今後  
こういう点につきましては十分注意を払ってまい  
りたいと思っております。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了  
いたしました。

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣  
提出)、関稅暫定措置法の一部を改正する  
法律案(内閣提出)、関稅法等の一部を改正  
する法律案(内閣提出)及び関稅法等の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係法律の整  
備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 次に、内閣提出、関稅  
定率法の一部を改正する法律案、関稅暫定措置法  
の一部を改正する法律案、関稅法等の一部を改正  
する法律案、及び関稅法等の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の  
趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田超夫君。

〔国務大臣福田超夫君登壇〕

○国務大臣(福田超夫君) 関稅定率法の一部を改  
正する法律案、関稅暫定措置法の一部を改正する  
法律案、関稅法等の一部を改正する法律案、及び  
関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
法律の整備等に関する法律案につきまして、その  
趣旨を御説明申し上げます。

まず、関稅定率法の一部を改正する法律案につ  
きまして、その大要を申し上げます。

第一は、関稅率表における物品の分類のための  
品目表に関する条約に加入するため、関稅率表の  
全面改正を行なうこととあります。わが国はすで  
に昭和三十六年、この条約の品目表におおむね準  
拠した関稅率表を採用しておりますが、今回のこ  
の条約に正式に加入することとし、このため稅表  
分類の整備を行なうものであります。なお、この  
分類の整備にあたっては、原則として稅率には変  
更を加えないことといたして行なうのであります。

第二には、最近における經濟情勢の変化に対応  
して、ノリ等五品目の關稅率について所要の改正  
を行なうほか、砂糖の價格が騰貴したため、輸入砂糖  
について、その價格が騰貴した特定の場合に、所  
要の關稅の軽減または免除を行なうことができる  
規定を設けることといたして行なうのであります。

第三は、輸出振興対策の一環として保稅工場  
利用の促進をはかるため、保稅工場におけるス  
ポット輸出の場合の振替免稅制度を創設すること  
であります。すなわち、外国から急な引き合いが  
あり、輸入原料品により製造しては間に合わ



昭和四十一年三月十日 衆議院會議録第二十五号

関稅定率法の一部を改正する法律案外三案についての武藤山治君の質疑

関稅定率法の一部を改正する法律案外

四二四

ない場合、課税済み原料品または国産原料品を使用して製造した製品を輸出し、六カ月以内にそれに見合う原料品を輸入したときは、その関税を免除することとしたのであります。この制度は、関税法の改正において予定している保稅制度の全面的な簡素合理化措置と相まって、保稅制度の利用促進と輸出の振興に寄与するものと期待されま

す。

第四は、関税法等の一部を改正する法律案において、新たに申告納稅制度を採用することとした

ておりますことに伴い、関稅の課稅價格の規定につき、客觀的基準を示して、申告納稅に適したものに改めるほか、所要の規定の整備をはかることとあります。

次に、関稅暫定措置法の一部を改正する法律案につ

きまして、その大要を申し上げます。

第一は、最近の經濟情勢の変化に対応し、関稅の暫定稅率の新設及び適用期限の延長等の改正を行ないますとともに、関稅定率法別表の全面改正に合わせ、別表の全面改正を行なうこととあります。

次に、関稅法等の一部を改正する法律案につ

きまして、その大要を申し上げます。

第一は、関稅に申告納稅方式を導入することとあります。最近における貿易量の伸長には著しいものがありますが、これに対処して、輸入貨物の通關の促進等をはかるため、携帶品や郵便物に対する関稅等特殊なものを除き、関稅について申告納稅制度を新たに採用することとするのであります。その方式は、原則として、内國稅における申告納稅方式に準ずるものとすることとしたしておりますのであります。通關の实情に即するよう所要の調整を加えることとしたしておりますのであります。また、トシ税及び特別トシ税につきましても、この際、申告納稅制度に改めることとしたしております。

第二は、保稅制度の全面的な簡素合理化をはかることとあります。まず、保稅工場制度につきま

して、抜本的な制度の簡素化、合理化を行ない、その利用の促進をはかることとしたしております。保稅工場制度は、輸出品についての関稅負担の排除の方策として、広く各業界に利用されてい

したのであります。

次に、関稅法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律案につきま

して、その大要を申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました関稅法等の一部改正に伴い、輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律その他の関係法律につ

いて所要の改正を行なうものであります。

すなわち、関稅について申告納稅制度を採用することに伴い、輸入品に対する内國消費稅について

も申告納稅制度を採用し、輸入品に対する関稅一元化するともに、保稅工場制度の利用の促進をはかるための規定の改正、その他関係法律につ

いて、所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上、四法律案の趣旨につきまして御説明申し上げた次第であります。(拍手)

に、國際貿易、經濟外交等について政府の見解を

ただしたいと存じます。

今回の改正は、國際價格の高騰に対処するため、銅、水銀の関稅を無稅とすること、砂糖関稅を弾力化し、価格の高騰の際、引き下げあるいは免稅ができることとするもの、後進国対策として第一次産品の関稅を引き下げる、日韓条約締結に基づくノリの輸入を容易にするための関稅引き下げ等々を中心とした稅率の変更と、保稅工場、保稅上屋に貨物を出し入れする場合の手續の簡素化をはかり、さらに蔵置期間を一年から二方年に延長して認めようとするものなどが改正の中心点であります。これらの法改正で具体的に輸出入にどのような変化が起り得るのか、輸出振興のためと大蔵大臣はただいま説明をしたが、どんな内容のものかどの程度輸出振興として日本に利益をもたらすのか、具体的に告示を願いたいのであります。

第二に、銅の不足と價格の高騰から、これが対策として関稅を無稅とするのであります。な

ぜもつと早く法改正の手續がとれなかつたのか、大蔵省は本案を提出するそれだけの手續が、なぜ今日までとれなかつたのか、その経緯についても明らかにしてもらいたいのであります。(拍手)

さらに、無稅にすることにより、銅の輸入量は一体これからの需要に見合うだけ入ってくるのかどうか、その見通しと従来のものとの價格差、あ

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、関稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。武藤山治君。

〔武藤山治君登壇〕

○武藤山治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました関稅定率法の一部を改正する法律案外三案につき質疑をいたし、さら



るいは価格の推移が今後どうなるであろうかという見通しについても明らかにせられたいのであります。

次に、銅価格は昨年と比較すると二倍半の高騰を記録しております。このことは、国民生活、輸出産業、貨幣製造にまで悪影響を及ぼすことになっております。現在、電線メーカーは全国三百八十社、伸銅メーカーは百五十社あるといわれております。しかも、その多くは中小企業のため、原料不足と採算悪化で倒産の事態に直面しているものが多いと報じております。まことに困ったことではあります。しかも、その原因がベトナム戦争の長期化にあるとあつては、戦争の罪悪をひしひしと身に感ぜざるを得ません。すなわち、ベトナム戦争用の薬きょうに使用する銅消費が増大し、消費財用に不足している現状であり、一体いつこの銅不足が解消するかわからない。すなわち、ベトナム戦争が続く限り銅の不足は解消しないのではなからと心配されているのであります。

(拍手)戦争に無関係の日本の平和産業が戦争による被害を受けている姿は痛ましいといわなければなりません。政府は、四十一年度及びそれ以降の銅の需給をどう見積もられているか、ベトナムに戦争が続く限り不足の状況はやむを得ぬと考えているのか、不足分をどう埋めるつもりなのか、その方策を産産相にお尋ねいたしたいと思います。さらに、変圧器、ふろがま、ラジエーター、テープレコーダー、電音等々銅を使用している商品が一斉に値上げされる傾向にあると伝えられております。銅不足から消費者の家庭にまで影響を与えようとする今日の事態で、これらの商品の値上げを抑えることが可能であるかどうか、可能であるとするならば、通産省の行政指導の計画をお聞かせください。

さらに、銅の国内生産は需要の三〇〇程度で、大部分輸入にまかななければならないのが日本の実情であります。そのために、安定的に銅を手に入れる道を講じておかなければならないのは、ずっと昔から承知しておるはずであります。政府は、そのためにも、現在までに海外経済協力基金からポリビア、チリなどの銅山開発に投資をしてきたはずであります。しかし、これらの海外経済協力基金の投資というものは、一体効果があつたのかどうか、非常に疑わしいのであります。

そこで、私は、企画庁長官にお尋ねいたしますが、現在までに海外の銅山開発に投資した金額はどのくらいに達するか、また、その成果は一体あつたのか、あつたとすれば、その程度はどうであつたか。さらに、私は、大蔵大臣に銅の問題でお尋ねいたしますが、業界では、銅含有量九五〇の十円銅貨をつぶせば一万二千トンの銅が回収できると、恨めしそりに十円玉をつぶすことを提案している向きも新聞は報じております。私たちは、戦時中、軽い十銭玉を経験したことがあります。ベトナム戦争のために、今日の重い十円玉もかつての軽い十銭玉のように変わらざるを得ないのかどうか、大蔵大臣、政府貨幣の発行責任を持つあなたとして、業界のこういううわさに對してどうお答えになられますか。

さらに、大蔵省の管轄でいま皇居の造営をいたしております。膨大な銅板を屋根に必要とするところが、銅がなくて皇居の造営工事は進捗をしないという実情にあるようであります。町では中小企業の戦争に關係のない業者から、上は皇居の

造営に至るまで、銅不足で悩まされているというのが今日の姿であります。(拍手)一体、この皇居造営は、計画どおりにこれが完成をするであろうか、大蔵省はこの銅の確保に對しての見通しをどう立てられておるか。

次に、今回ノリの関税引き下げが行なわれ、韓国のノリが多量に輸入されることになりました。今回の措置で国産のノリとの間に価格はどうなるのか、消費者大衆に安いノリを供給することができると、日本国内の生産者を圧迫する心配のほろほろが大きいのか、今後の韓国ノリの輸入見直し並びに国内産業や消費者に對する影響、利害について明らかにせられたい。

次に、私は外務大臣にお尋ねいたしますが、南北問題で国連貿易開発会議が設立され、工業国の援助が約束されました。アメリカ、イギリス、フランスはほとんど国民所得の一〇程度の援助を行なっております。日本も工業国家の一員として国民所得の一〇程度の支出をするという約束をいたしておりますが、一体、昭和四十一年度の予算で、わが国はこれらの低開発国に對する援助は何%を占めることになるか。ネパール、ケニア、ウガンダ、タンザニアなど、わが国の援助の条件に不満を示し、わが国の援助は非常に不評判であります。これが改善のため、外務省は具体的な方策をどう立てられておられますか。

第一次産品問題処理対策会議で結論づけられた日本政府の方針を、ひとつ承りたいのであります。さらに、最近業界が非常に心配をしておる問題に、オーストラリアとわが国との貿易關係の問題があります。オーストラリアは、わが国からの自動車輸入に對して、関稅率を大幅に引き上げようというのであります。しかしながら、わが国とオーストラリアとの關係を見ますと、昭和三十九年は三億五千万ドルのわが国の輸入超過であり、これは是正をすることは、貿易政策の上からも大きな問題であります。しかるに、今年二月四日、オーストラリアは自動車関稅を引き上げる手續をガット理事會において承認を得ました。したがって、当事國間の話し合いを開始し、原則として六十日以内に交渉をまとめるということになっておりますが、現在の交渉の状況はいかがでございますか。わが国の自動車産業、さらにこれに關連する人々が非常な不安を抱いております。

私は、日本の外務省の經濟外交というものは、やや怠慢に過ぎるのではないかと印象を受けるのであります。貿易は、もとより兩國が均衡を大としていくという原則に基づいて、互恵平等、その趣旨に従った貿易が行なわれなければなりません。しかるに、先輩各位の御承知のとおり、南アメリカと日本の貿易關係を見ても、輸入超過が長年続いておられます。オーストラリアにおいても、輸入超過が長年続いておられます。オーストラリアに對しては輸入制限を相手國はしておる。非常にきついつい規制をいたしております。メキシコもオーストラリアも、今回の措置を見ても明らかであります。これは日本の經濟外交が、私は、少々力の入れ方が足りぬのではないかと、腰抜け外交とまでは断じな

第三に、昨年八月に第一次産品問題處理対策會議なるものが政府の手によって発足いたしました。これが、低開發國援助に關連して、これらの國との一次産品貿易には問題が多いのであります。したがって、日本農業と競合しないような配慮をして、どういふ対策を一体立てられるか、具体的に

いけれども、やや今日の日本の外交姿勢というものは、私は怠慢のそしりを免れないのではないかと感ずるのであります。

そこで、これらのオーストラリアとの関稅交渉にあたって、外務省はいかなる基本的姿勢に立ち、これが解決に努力するか、外務大臣の明快なる御回答を求めたいのであります。(拍手)

次に、總理大臣にお尋ねいたしますが、最近の世界情勢は分極化とか多極化と呼ばれているように、変化も激しく、複雑で、こんとんたる様相を呈しております。ことに、昨年夏以来、EECに発生した深刻な危機は、ヨーロッパ経済体制に新しい流動化の可能性を生じていることをあらわすものであります。それはかりでなく、アメリカとフランスの対立を中心として、世界経済の編成や動向に対しても重大な変化をもたらそうとしておるのであります。戦後自由陣營の経済発展をささえてきた支柱は、金融面のIMFと貿易面のガットという二つの国際経済機構であったと思ひます。ところが、最近両機構とも重大な困難に直面して、激しく動揺し、深刻な危機におちいった感が深いのであります。ガットは五回にわたる一般関稅交渉で関稅障壁の引き下げを精力的に推進してきましたが、最近、従来の国別、品別交渉方式による関稅引き下げの限界に直面し、他方、南北問題として台頭してきた後進国のガット不信という壁に当面しております。しかも、ケネディ大統領の偉大なる構想といわれる、五年間に五〇%関稅一括引き下げをしようといういわゆるケネディラウンドは、二カ年間の討議にもかかわらず、実質的には何もきまらず、完全な行き詰まり状態にあるではありませんか。

昨年七月以降EECの凍結状態、半身不随のEECなどと評されてまいりましたが、EEC内部の不統一と利害の微妙な対立は、単にEECに影響を与えるだけのものではありません。すなわち、国際的影響のほうはずっと大きいのであります。ケネディラウンドが進まないのも、このEECの態度にかかっているといふことができるのであります。ケネディラウンドの成否はわが国の利害にも深い関係を持つものであり、政府は、閣議決定で、一昨年ケネディラウンド全面支持を決定いたしております。われわれはEECとアメリカの交渉状況に対して、無関心ではいられないのであります。日本政府は、現状から見てもケネディラウンドは実現するものと見るか、政府の願望ではなく、科学的、客観的見通しをお聞かせ願ひたいのであります。

第三に總理にお尋ねするのは、昭和三十五年から四十年までの五カ年間の統計を見ますと、入超を続けるわが国の対米貿易ということになりま

第二に總理にお尋ねする点は、アメリカは通商拡大法に基づき、関稅一括引き下げの権限を大統領に移譲しました。しかし、時限立法である通商拡大法は、明年六月末で失効するのであります。二カ年間空費した交渉を振り返ってみますと、これから一年の間にEECとの調整が本年じゅうにつくとは思われぬ。アメリカは拡大法の期限を延長してまでケネディラウンドの実現に進むだろうか。それともケネディラウンドは失敗して、ケネディ政権に比べると国際的ビジョンの後退が強く感じられるジョンソン政権のもとでは保護貿易主義がさらに勢いを加えるか。日本の将来にとって重大な関心事といわなければなりません。總理の洞察力をもって、これらの問題をどのよう

超に片寄った貿易をいかに是正するかという大きな問題があります。アメリカは、日本の輸入自由化の遂行、関稅一括引き下げ、直接投資の自由化を日本政府に強く要請し続けてまいりました。しかも、他方においては、綿製品取りきめの縮結、毛製品協定の推進、ダンピング法適用強化などをを行なっておるではありませんか。アメリカの態度は、まことにまがってで、非合理といわなければなりません。(拍手)口で貿易自由化を唱え、他国に強く要請しながら、輸入制限が完備している国がアメリカだといつても過言ではないでしょう。わが国の自由化率は九三%であります。アメリカが日本に対する自由化率は、一体、実質

幾らになるか、七二%にすぎないのであります。すなわち、アメリカは輸入制限のための諸制度が完備している国でありますから、エスケープブクローズで、板ガラス、金属洋食器、安全ピン、腕時計、体温計など七品目に及ぶ制限をいたしてお

ではありませんか。日本とアメリカはイコールパートナーなどおだてられて喜んでおるわけにはいかないではありませんか。しかも、現在、アメリカ議会においては、ハートケ・ハロング案が提出されており、アンチ・ダンピング規制を強化せよとの動きが強くなっております。まさにケネディラウンドに反する、国際通商拡大の理念に反する動きだと考えます。日本政府は、アメリカのこれらの輸入規制、他国強要の輸出規制に對し、真剣にこれが撤廃、縮小のために交渉を続けてきたか。アメリカに對するこれらの日本の外交姿勢について、私は外務大臣から明確なる態度をお尋ねいたしたのであります。

さらに、今後ますますアメリカは保護貿易の形が強くなると思はれるが、嚴重に交渉する必要があると思ふが、外務大臣の見解を承りたい。次に、アメリカとの貿易が限度にきたと思はれる現在、中国、ソ連、北朝鮮との貿易拡大は、国家利益の追求の上からも、経済の安定的発展の見地からも、重要緊急事でありま。吉田書簡をめぐり、停滞ぎみに推移した昨年でも、日中貿易は六〇%の伸びで、輸出入合わせて五億ドルに近づいてまいりました。政府が隣国との交易を拡大しようとする心があるならば、中国、北朝鮮との貿易量は飛躍的に増大することは、何人も疑う余地のない事実となるでありません。

通産省は、輸銀融資再開について検討中だと報告されております。台湾に對しては、アメリカのミラー委員会の結論などを指摘して了解工作をするとのことですが、その結果が確定するのはいつごろでありましようか。台湾の了解を得る必要は毛頭ないと思ふのであります。すみやかに

に商業ベースの五年の延べ払い金融の道を開いてしかるべきだと思ひます。商社、メーカーから申請があれば輸銀融資を認めるかどうか、総理大臣並びに通産大臣の御所見を承り、以下、詳細については大蔵委員会の質問に譲ることにして、以上をもつて質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君)〕 私から二点ばかり

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 私から二点ばかりお答えいたしました。その他は、外務大臣、通産大臣等からお答えしたいと思ひます。

第一の問題は、いわゆるケネディラウンドは来年の六月までに終わるかどうかという見通しについてのお話であります。御承知のように、EEC内におきまして、農業基金問題に端を発し、フランスがEECから脱退する、こういふような動きが昨年あり、たいへん暗い状況であつたと思ひます。しかしながら、ことしになりました、フランスのEECへの復帰、これがこの一月にルクセンブルクの会議で決定を見ましたし、さらにまた、四月には理事会を開きまして、農業のオフアームもどういふようにするかというように協賛するといふ段取りになっております。したがって、本来、貿易を自由な無差別また互恵平等の立場で拡大していこうという、各国ともさういふ考へておりますので、この原則を守るといふ各々の努力は、ぜひとも来年の六月までにはこの問題の解決を見たい、さういふような意気込みであること、これを皆さま方に御報告しておきます。

第二の問題は、通商協定の問題であります。アメリカの問題でございますが、これもただいまのような、ケネディラウンドの方式についての各々の熱心な努力が続けられておる際でございます。

す。また、通商協定の延期といふようなことになると、保護主義が出てくるのじゃないかといふような懸念もされますが、アメリカの関係者の話では、さういふ心配はない、ただいま申し上げるうちに、ケネディラウンドのほうの解決に全力を注いでおるので、通商協定の延期などは考えなくともいいんじゃないか、かような状況のもとに今日でございます。

対米貿易についての不平等性についていろいろお話がございました。私も、ケネディラウンドの互恵平等、こういふような立場で、無差別、自由な貿易拡大ということを主張しておる日本、アメリカにいたしましたも、両国間の貿易を是正して、さうしてバランスのとれた貿易拡大をはかるべきこと、これは当然のことだと思ひますので、過去におきまして、日米合同委員会等を通じて、さらにまた、ガットの会議等を通じて、わがほうの主張を十分相手方に納得のいくように説明しておるような次第であります。今後ともこの努力を続けてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君)〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 四十一年度における海外経済協力の見通しいかんという御質問に對しまして、お答えいたします。大体約五億ドル程度になるかと推定されますが、これは国民総所得の、これも推定であります、約〇・七割に達するのではないかと考へております。

それから、ケニア、ウガンダ等に対する貿易対策いかん。これに對しましては、これらの国の對日輸入制限につきましては、目下、現地のわがほうの大使館を中心いたしましたして、これらに對する対策を協議中でございます。近く先方と話し合

いに入るものとなつてゐる次第であります。豪州の自動車関税でございますが、これは、ガットの場でその代償を求めべく、交渉の準備中でありませう。近く交渉に入る予定でございます。

あと総理大臣からお答えがありましたので、私は以上にとどめます。(拍手)

〔内閣総理大臣(三木武夫君)〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 武藤君の私に對する質問は三點あつたと思ひます。

一つは、銅の問題についてでございますが、建値は、ロンドン相場四十二万円、これが市中相場では六十四、五万円になつておる。一時は八十万円にもなつておつた。多少は落ちついてきておる。四十一年度の銅の需給関係については、ザンビアの不確定な要素もあつますが、いろいろな場合を見込んで、相当手配もしておりますから、最小必要限度の銅は四十一年度には確保できると考へております。しかしながら、この銅の問題は、なかなか需要も増加していきましようし、將來これは開發せなければいかぬ。いま現に、御承知のようにペルーのチャピビ鉱山、これは海外鉱物資源開發会社が銅山を開發しておる。ソ連も最近に、バイカルの北東部に銅山があつて、開發をしないかといふ話があつて、これもやはり政府は乘つていきたい。インドネシアにもさういふ話がある。海外の開發も促進しなければならぬし、また一方においては、国内において、銅にかわる金属の代替品といふものの研究奨励もあるでしょうし、いまいろいろの原因が重なる銅の需給が逼迫しておるわけで、これに對してはアメリカにも協力をお願いしておるわけでありませう。さういふこ

とで、銅の問題は、將來の開發も含んで取り組まなければならぬ問題だと考へております。これに對しては、やはり海外協力基金を積極的に今後活用していく必要がある。いままで十億圓ぐらいのものしか出してないのです。將來は積極的にこれを活用していく必要があると思ひます。

それから、朝鮮のノリについては、武藤君御指摘のように、朝鮮のノリが大量に入ってくるのは日本のノリ業者に對して非常な経済的圧迫を加へますから、これは自由化されておられませんから、国内の、日本のノリ業者のことも考へながらこれを調整いたしていくつもりでございます。非常な徹底的な打撃を与えるような輸入はしないといふ考へでございます。

それから第三點は、共産圏貿易に触れられまして、中共に對する輸銀、これはいつ輸銀を使つてプラント類の輸出をするのかといふ御質問でございますが、共産圏に對しては日本の貿易は拡大をしておる。輸出合計で十億ドルをこえるといふ状態でございます。日本は貿易立国といつてもいいと思ひますが、共産圏に對しても、いづれの国とも貿易を拡大していきたいといふのが基本方針であります。輸銀を使うか使わぬかといふ問題については、やはり個々のケースごとに諸般の事情を勘案して政府が自主的にきめたい。いつかといふ、前もつて、いつといふのでなくして、個々の問題が起つてきたときに諸般の事情を勘案して政府が自主的にきめる、これ以上のごときは申し上げられないのであります。(拍手)

〔内閣総理大臣(福田赳夫君)〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) 第一點は、今回の措置によりまして、わが国の輸出入にどういふ寄与を

昭和四十一年三月十日 衆議院會議録第二十五号 関稅定率法の一部を改正する法律案外三案の趣旨説明に対する武藤山治君の質疑

するであらうか、こういふことかと思つたのです。今回の措置はいろいろありますが、全般が輸出入に關係があるのです。特にスポット貿易、保税工場制度の改正、これは輸出の増進に大いに役立つであらう、こう考へております。また、関稅率の引き下げは、これは全般といたしまして、輸入を促進し、特に後進國からの輸入の促進をねらつておる。もう一つのねらいは、わが國において現に供給の不足しておる除虫菊でありますとか、工業用ナフサとか、そういうものの輸入の促進、こういうことを考へておるわけでありませう。ただ、金額でどういふふうに影響になるかといふことではあります、これは申し上げることができないのであります。

第二点は、銅の関稅引き下げ措置をなぜ昨年の臨時國會でやらなかつたか、こういふお話であります。銅の関稅率の引き下げにつきましては、國際價格を考へなければいけません。また、國內價格、つまり消費者の立場も考へなければいけません。また、産銅業者の立場も考へなければいけません。そういう角度から考へてみますときに、銅の値段はロンドンの建て値が基本になるわけでありまして、昨年の推移を見ますと、ロンドン建て値はかなり上がつております。ただ、わが國が主として輸入いたしますザンビアの銅價格、これは去年の暮ごろまではそれほど動きがなかつた。そういうことで、状況の推移を見なければならぬといふことから、昨年の臨時國會ではお願ひをいたさなかつたわけでございますが、その後、非常に激しい勢いで銅價格が高騰をいたしておるのであります。さういふことを考へますときに、國內の消費者、つまり銅價の安定といふことに寄与

するといふ必要も考へられますので、今回稅率の引き下げを行なう、かようにいたした次第であります。なお、この需給が非常に逼迫するじやないか、そういうための一助として銅貨を回収したらいじやないか、こういふお話でございますが、今日十円銅貨が三百八十億圓流通いたしておるわけです。これを全部回収いたしまして鑄つぶしますと、一万六千トンに相当いたします。ところが、わが國の銅の需要は七十万トンから八十万トンある。この需給に對しまして一万六千トンを回収する。しかも、その回収にはずいぶん手間がかかる。かりに半分が回収されるといたしまして、わずかに一割といふことです。一方におきまして、通貨に對する國民感情というよりなことを考へますと、いま銅の需給を理由にして通貨の回収をいたす、これは適切ではない、かように考へておる次第でございます。

それから、皇居の新宮におきまして銅が不足しておるといふお話でございますが、私はまだそういう話を聞いたことがございません。(拍手)

○國務大臣(藤山愛一郎君) 私に對する御質問は、海外協力基金がどういふふうには海外銅山に對して投資したかといふ御質問でございます。

投資したものは、いま通産大臣が言われましたペルーのチャピロ銅山へ十億一千五百万圓の融資契約をいたしまして、現在二億二千九百万圓の貸し付けをすでにいたしておられます。そのほかに探査調査費の融資という項目がございます。これでもつていままでもいたしたものは、ポリビアのカランガス、ギリシャのスクリーエス、チ

リのコプーチャ、チリのサンサムエル銅山、こういうものがございまして、これはいずれも採算をしてみまして、あるいは採算の途中で銅量の不足を適當でない、あるいは採算の途中で銅量の不足その他で中止をいたしましたものでございまして、この四つの既貸し付け総額が五億二千二百万圓でございます。ただいま、それを二億三千八百八十万圓だけ回収しておりますが、回収は順調に進んでおります。

以上であります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 外務大臣から、答弁の追加をいたしたいとのこととあります。これを許します。外務大臣権名悦三郎君。

○國務大臣(権名悦三郎君) 一次産品の買上げを低開発國に對してもっと拡大すべきであるといふ御質問に對しまして、お答えいたします。

これは、買いたくとも、一次産品の需要はあるのでありますけれども、商品としてはどうも一流ではない、そういう關係がございまして、そこで、これらの問題を改善するために、あるいは輸送、保管、あるいは調整、そういう点が非常に設備が劣つておるのでありますから、そういう設備改善を經濟援助によつて実行いたしました。そして、これらの國からの一次産品の買上げを促進してまいりたいと考へております。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散會いたします。

なお、対米輸出に關して、日本は非常に不利ではないかといふよりなお話でございます。これは、ようやく日本の入超といふ情勢が四十年程度において大幅に改善されました。近年において初めて日本が輸出超過と相なつたのであります。今後、この傾向を持続するようにあらゆる施策をこ

らしてまいりたいと思つております。しかし、貿易上の利益は、貿易の黒字があつたから利益であつて、赤字であつたから不利益であるといふよりな、そういう問題ではない。かりに入超でありましても、アメリカならアメリカの原綿が他に比較して優良であつてな價格が安いという場合には、これを國內に消費し、あるいは、さらに加工して再輸出をする、こういうことによつて日本は十分に利益を得ておるのでありますから、ただ赤字だ黒字だといふことで貿易がどうのこうのといふことは、これは狭い見方である、こう考へます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後三時五十五分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君  
外務大臣 権名悦三郎君  
大藏大臣 福田 赳夫君  
文部大臣 中村 梅吉君  
厚生大臣 鈴木 善幸君  
通商産業大臣 三木 武夫君  
建設大臣 瀬戸山三男君  
國務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

総理府総務副長 細田 吉藏君

○明詔を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、昨九日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

人事官 佐藤 正典

警察庁警務局長 秦野 章

警察庁交通局長 内海 倫

警察庁警備局長 高橋 幹夫

通商産業大臣官房長心得 吉光 久

(政府委員任命)

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、九日議長において承認した佐藤正典外四名を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨九日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、去る二月二十八日付をもつて通商産業大臣官房長事務代理吉光久は同事務代理を免ぜられ、また去る五日付をもつて警察庁警務局長大津英男は内閣官房内閣調査室長に、警察庁交通局長高橋幹夫は同警備局長に、同警備局長秦野章は同警務局長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(要求書受領)

一、今日、内閣から、海外移住審議会委員に本院議員千葉三郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、在外財産問題審議会委員に本院議員中野四郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に本院議員稲葉修君、同松本七郎君及び参議院議員林屋亀次郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、蚕糸業振興審議会委員に本院議員小川平二君、同小渕恵三君、同金丸徳重君、同坂村吉正君、同高田富之君、参議院議員本暮武太夫君、同中村英男君及び同八木一郎君を任命したいので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

青木 正君 大高 康君

塚田 徹君

法務委員

賀屋 興宣君 中嶋 英夫君

親治 良作君 畑 和君

大蔵委員 西岡 武夫君 春日 一幸君

竹谷源太郎君

文教委員 櫻内 義雄君

社会労働委員 中曾根康弘君

運輸委員 小渕 恵三君 竹谷源太郎君

賀屋 興宣君 春日 一幸君

予算委員 小川 半次君 久野 忠治君

坂村 吉正君 竹内 黎一君

丹羽 兵助君

中嶋 英夫君

法務委員 船田 中君 長谷川 峻君

文教委員 足鹿 覺君 松井 誠君

社会労働委員 足鹿 覺君 松井 誠君

農林水産委員 松井 誠君 足鹿 覺君

運輸委員 長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

長谷川 峻君 船田 中君

の補欠を指名した。

内閣委員 小川 半次君 海部 俊樹君

三原 朝雄君

法務委員 親治 良作君 畑 和君

賀屋 興宣君 中嶋 英夫君

大蔵委員 谷川 和穂君 竹谷源太郎君

春日 一幸君

文教委員 春日 一幸君 久野 忠治君

社会労働委員 坂村 吉正君

運輸委員 賀屋 興宣君 春日 一幸君

予算委員 小渕 恵三君 竹谷源太郎君

青木 正君 櫻内 義雄君

中曾根康弘君 小坂善太郎君

大高 康君

補欠を指名した。

一、昨九日、議長において、次の通り常任委員の

補欠を指名した。

法務委員 松井 誠君 横山 利秋君

文教委員 長谷川 峻君 船田 中君

社会労働委員 松井 誠君 足鹿 覺君

松井 誠君

松井 誠君

松井 誠君

松井 誠君

松井 誠君

松井 誠君

昭和四十一年三月十日 衆議院会議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告 四二九

農林水産委員

足鹿 覺君 松井 誠君

運輸委員

船田 中君 長谷川 峻君

(議案提出)

一、去る八日、議員から提出した議案は次の通りである。

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出)

中小企業省設置法案(中村重光君外十八名提出)

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(加賀田進君外十八名提出)

(加賀田進君外十八名提出)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出)

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出)

一、昨九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

住宅建設計画法案

(議案受理)

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

(内閣提出一〇九号)(予)

一、昨九日、委員会に付託された議案は次の通り

である。

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出、衆法第一九号)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出)

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の財政事情にかんがみ、財源対策の一環として昭和四十一年度において、農業近代化資金から十億円を留保したりえ、その残余を一般会計の歳出の財源に充てるため取り出すこととしている。

なお、農業近代化資金の利子補給補助については、一般会計の一般財源により十分これを確保し、今後の農業近代化資金の融通に支障がないよう措置している。

二 議案の可決理由

財政の現況にかんがみ、今回の措置はやむを得ないものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

のと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十一年度における一般会計歳入予算において農業近代化助成資金受入として、二百八十一億四千三百五十七万二千円を計上している。右報告する。

昭和四十一年三月八日

大蔵委員長 三池 信

衆議院議長 山口喜久一郎殿

海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、臨海地域における国土の保全と開発の緊要性にかんがみ、政令で定める一定地域において、主務大臣が海岸管理者に代わつて、自ら施行する海岸保全施設に関する工事に要する費用について、国の負担率を現行の二分の一分から三分の二に引き上げることにより、工事を促進し、もつて、海岸事業を積極的に推進しようとするものである。

なお、海岸事業を促進する措置として、おむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

なお、本案には、別紙の通り附帯決議を附す

ることに決した。

三 本案施行に要する経費

直轄海岸事業として、昭和四十一年度一般会計歳出予算、建設省所管に、十八億一千万円、農林省所管に、五億四千万円がそれぞれ計上されている。右報告する。

昭和四十一年三月九日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

海岸法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

政府は、本法の施行に当たつては、左の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 わが国における海岸事業は、その歴史もきわめて新しく、全く軽視されてきたものであるが、四面環海のがわが国にとつて、海岸事業の重要であることは、言をまたない。よつて、臨海地域における国土の保全と開発のために、すみやかに、長期計画を樹立すべきこと。

二 海岸管理者に代わつて、主務大臣が自ら施行する海岸保全施設の工事に要する費用については、全国の直轄海岸の中で負担率に差異を生ずることのなきよう、すべて一率に国が三分の二を負担するよう措置を講ずべきこと。

三 海岸保全の主務大臣は、三省に分かれ、また、海岸管理者も細分されているため、海岸行政の複雑性が行政の運営上種々の問題を生ずるおそれがある。よつて、海岸事業の円滑な推進を図るため、合理的海岸管理体制を確立し、海岸行政の一元化を促進すべきこと。  
右決議する。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1 弘前大学養護教諭養成所、大阪学芸大学養護教諭養成所及び熊本大学養護教諭養成所を設置すること。

2 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

養護教諭の養成をはかるため国立養護教諭養成所を増設することは、時宜に適するものであることを認め、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に、三千八百七十九万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月九日

文教委員長 八田 貞義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院会議録第二十四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四八 四三 答申案 答申等



昭和四十一年三月十日 衆議院會議錄第二十五号

四三二

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円  
（送料別）  
（送料別）  
（送料別）

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二四四二（六代）